

はり・きゅう、あんま・マッサージ療養費の支給申請方法のご案内

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術料については、「償還払い」または「受領委任払い」を保険者が選択することとなっております。当組合では、2021年7月29日開催の組合会で審議し、下記の通りの支払方法となりましたので、ご案内いたします。

■支払方法

償還払い（被保険者が窓口で施術料の全額を支払い、健康保険組合に療養費の申請を行う方法）

■申請方法

①医師の同意

- ・医療機関にて「はり・きゅう」または「あんま・マッサージ」の施術について同意を受ける

②施術を受ける

- ・施術所にて施術に要した費用の全額を支払う
- ・領収書を受け取る

③申請書の作成

- ・療養費支給申請書に必要事項を記入（暦月ごとに1枚記入）
- ・施術者に申請書内の「施術内容欄」「施術証明欄」の証明を受ける

④申請書の提出

- ・作成した療養費支給申請書と必要な添付書類をJ A S T 健康保険組合へ提出 ※添付書類については次ページを参照

⑤健保からの支払

- ・健保組合にて審査後、施術月よりおおよそ4～5ヶ月後に支給
※医療機関との併用確認等のため支給までに日数を要す

下記の①③⑤の用紙は当健保ホームページの
「各種申請用紙」からダウンロードいただけます。
⑥の用紙が必要な場合は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

■提出書類

①療養費支給申請書

- －「はり・きゅう」または「あんま・マッサージ」でそれぞれに申請書がございます。

②領収書（原本）

- －患者氏名・施術日・施術者氏名・施術費用・但し書き（例：はり・きゅう施術代）の記載があり領収印が押印されている必要があります。

③医師の施術同意書（原本）

- －同意書の有効期限は、同意日より6か月です。
- －有効期限内における、2回目以降の申請では提出を省略できます。
- －同意書の有効期限以降も施術を継続する場合は、改めて医師の同意書（原本）が必要です。
- －変形徒手矯正術は、毎月医師の同意書（原本）が必要です。

④施術報告書（写） ※該当の場合のみ提出

- －施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した施術報告書（写）を提出してください。

⑤往療状況確認書 ※該当の場合のみ提出

- －往療の施術を受けた場合には、施術者等へ「往療状況確認書」の記入を受け、提出してください。

⑥1年以上・月16回以上施術希望理由・状況記入書 ※該当の場合のみ提出

- －1年以上、月に16回以上の施術を継続している場合には、施術者に1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書の記入を受け、提出してください。

■その他注意事項

- ・暦月ごとに申請してください。
- ・医療機関との併用確認等のため、支給はおおよそ4～5カ月後となります。

■留意事項

申請に関して、施術者等からの申請があったものは委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払いにて再申請をお願いいたします。

■問い合わせ先

J A S T 健康保険組合

TEL：06－4560－1008（受付時間：平日9：00～18：00）